# まちの顔だより

第 51 号

発行：鹿児島市建設局都市計画部区画整理課
郡山区画整理事務所（郡山支所２階）
TEL：（直通）099-298-4863

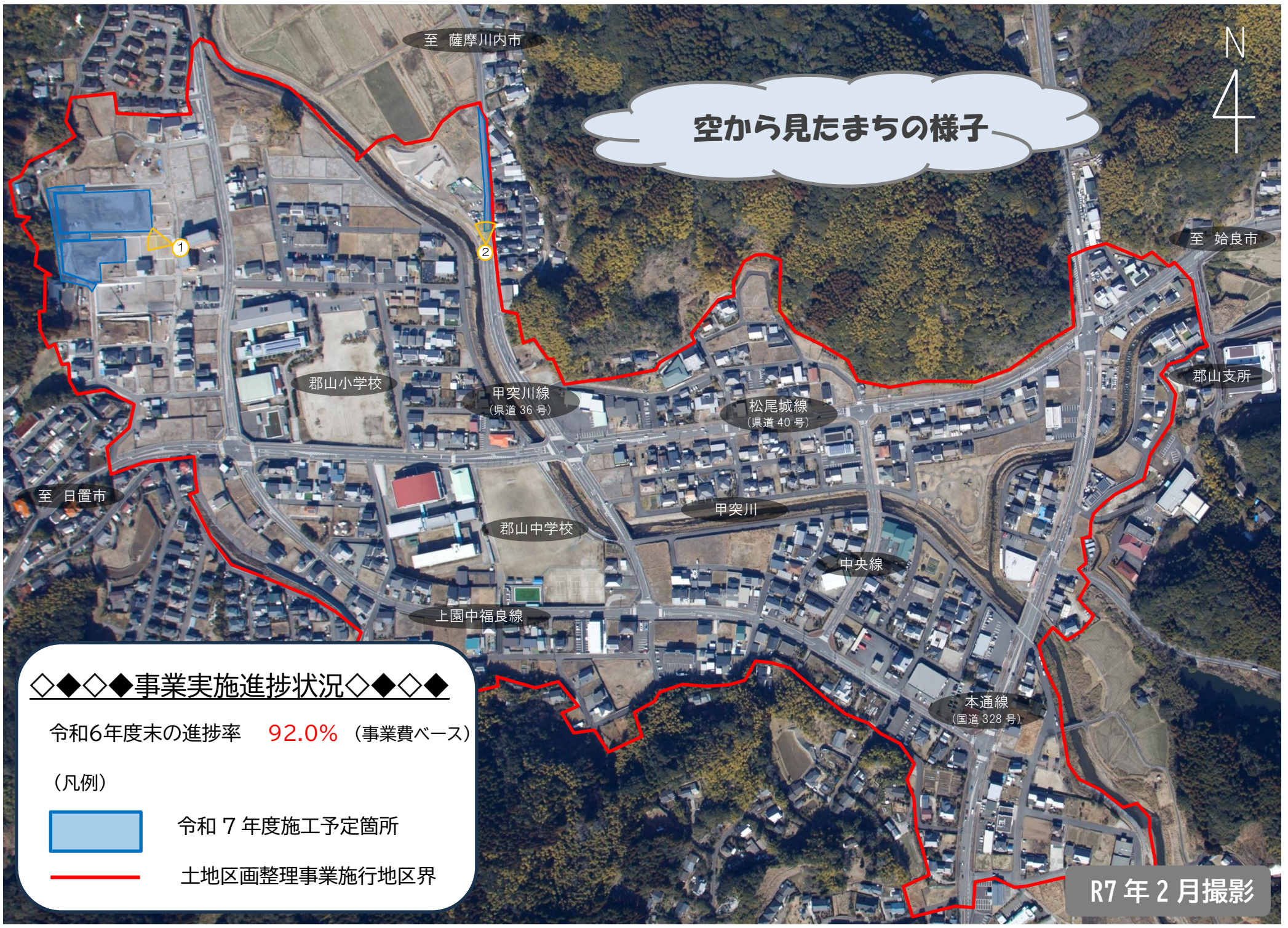


梅雨の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

皆様には、本事業に対し多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、令和6年度末までの事業進捗率は92.0%（事業費ベース）となりました。令和7年度の施工予定箇所は上の航空写真のとおりです。

ただし、現時点での計画であるため、場合により施工箇所が変更になる可能性があります。

今年度も引き続き、区画道路築造や宅地整地等の工事を行ってまいります。工事施工中は皆様に何かとご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 今年度施工予定箇所

① 5-4,-5、6-4,-5 号線、5,6 街区築造予定地

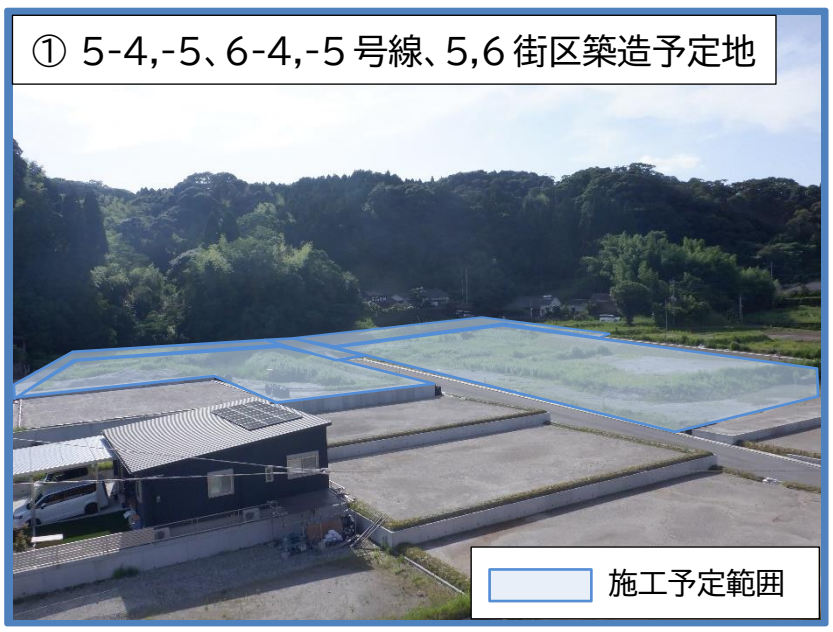


② 甲突川線都市計画道路築造予定地

マグマシティ PR キャラクター
マグニョン

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市

## ○76条許可申請について

土地区画整理事業施行地区内において、換地処分の公告がある日までは、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更もしくは建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置もしくは堆積を行おうとする場合は、事前に鹿児島市の許可が必要です。【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

★令和７年４月１日より76条許可申請の様式が変更となっておりますので申請の際はご注意くださいますようお願い致します。

★また、今年度より76条許可申請の電子申請が可能になりました。

〈電子申請による申請方法の注意事項〉

・許可が下りた許可申請書は、本市が公印を押印のうえ、受付窓口で交付いたします。

・仮換地先が整備されていない宅地で従前地に建築等を行う場合の添付書類のうち、申請書と印鑑登録証明書は、原本を受付窓口に提出する必要があります。これらについては、本市が許可した許可申請書を交付するまでに提出してください。

・変更届と完成届は電子申請による方法に対応していませんのでご了承ください。

76条許可申請の新しい様式、および電子申請につきましては鹿児島市ホームページにてご確認いただけます。

〈２次元コード〉

市HP
(76条電子申請)

市HP
(76条許可申請新様式)

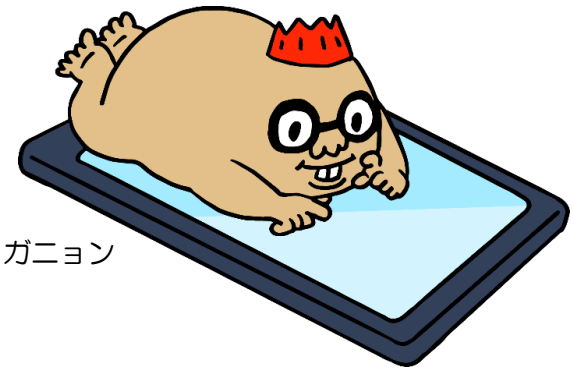

メガニョン

## ○相続登記について

相続登記とは、相続した土地・建物について、不動産登記簿の名義を変更することです。相続が発生しても自動的に名義が変更されることはなく、法務局に名義変更の申請をする必要があります。

★これまで任意であった相続登記が令和６年４月１日より法律上、**義務化**されております。

相続人は**相続したことを知った日から3年以内**に相続登記を行う必要があります。

また、義務化前に相続した不動産についても登記が必要です。義務化前に相続したことを知った不動産は、**令和９年３月末まで**に登記をする必要があります。

◆詳細は法務局へお問い合わせください。

＜相続登記の申請義務化　対応フローチャート＞

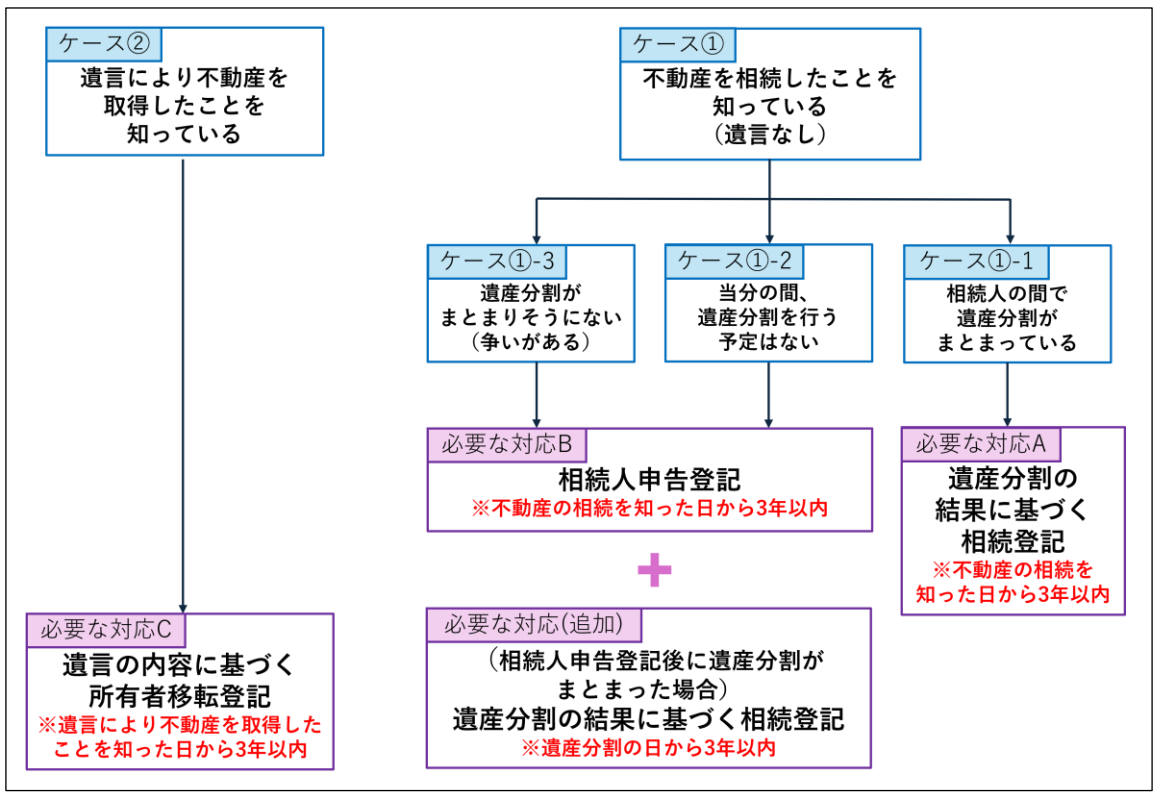


（法務省 HP　相続登記の申請義務化特設ページ参照）

## ○仮換地の使用収益開始後の維持管理について

使用収益を開始した仮換地において、雑草が繁茂し、衛生面や景観上で悪影響を及ぼしているといった声が市民の方から寄せられております。

本市が管理する土地については、年２回草刈りを実施しておりますが、すでに使用収益を開始した仮換地につきましては、所有者の方で適宜、土地の状況をご確認の上、各自で草払い等の維持管理をお願いいたします。

また、雨の影響で宅地から道路に土砂や軽石が流出すると、通行の妨げになるほか、思わぬ事故につながる場合もございますので、今一度、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

草刈り前（イメージ）

草刈り後（イメージ）

ベビニョン

【お問い合わせ先】
鹿児島市　建設局　都市計画部
区画整理課　郡山区画整理事務所

〒891-1192
鹿児島市郡山町 141 番地（郡山支所２階）

TEL：099-298-4863（直通）
FAX：099-298-2835

E-mail：korikukaku@city.kagoshima.lg.jp

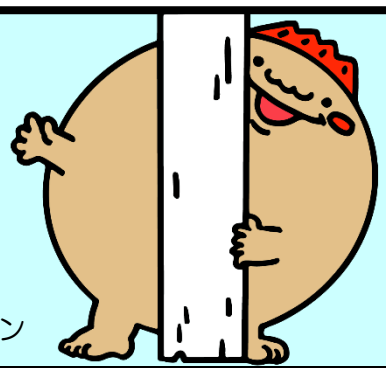

マルニョン